

令和2年5月1日

報道関係者 各位

出前・テイクアウト支援事業の実施について

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営が悪化した飲食店事業者に対して、販売価格の一部を市が補助し、通常より安く提供することで市民の消費喚起を図るとともに、集団感染のリスクを回避しつつ、経営継続を下支えすることを目的に「出前・テイクアウト支援事業」を実施します。

これに伴い、本事業に参加する登録店舗の募集を本日から今月29日まで随時行うこととしております。

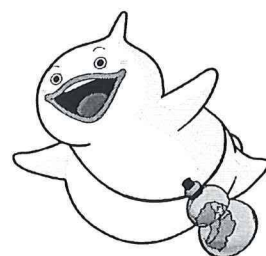
登録対象となる店舗には、一定の基準を設けており、この審査期間が必要となることから、まずは1次募集を今月4日で一端締め、7日以降に登録店舗を市ホームページで公開し、7日以降の事業実施分について割引適用が可能となります。

実施要領等詳細については、別紙資料の通りとなりますのでお知らせいたします。

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：島原市産業政策課 担当 田上・塩田  
電話：0957-63-1111（内線 571）  
E-mail：sangyo@city.shimabara.lg.jp



# 出前・テイクアウト支援事業 (登録店舗募集案内)

## 1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営が悪化した飲食店事業者に対し、販売価格の一部を市が補助し、通常より安く提供することで市民の消費喚起を図り、集団感染のリスクを回避しつつ、経営継続を下支えすることを目的とします。

## 2 事業概要

- (1) 事業主体 島原市
- (2) 申請受付期間 1次募集 令和2年5月4日まで  
2次募集(随時) 令和2年5月7日～令和2年5月29日
- (3) 事業期間 令和2年5月7日～令和2年7月31日
- (4) 利用者 市民又は市内に通勤若しくは通学する者
- (5) 対象事業者 「3 対象事業者」記載のもの。
- (6) 対象商品 出前、テイクアウト飲食品
- (7) 補助額 ・対象商品1品につき、通常販売価格(消費税込み)の2分の1(10円未満は切り捨て)を補助。ただし、1品当たり500円を補助上限とする。  
・1店舗当たり30万円を上限とする。  
※お客様が料金をお支払いされる際に、その料金から補助金額を差し引いて徴収してください。

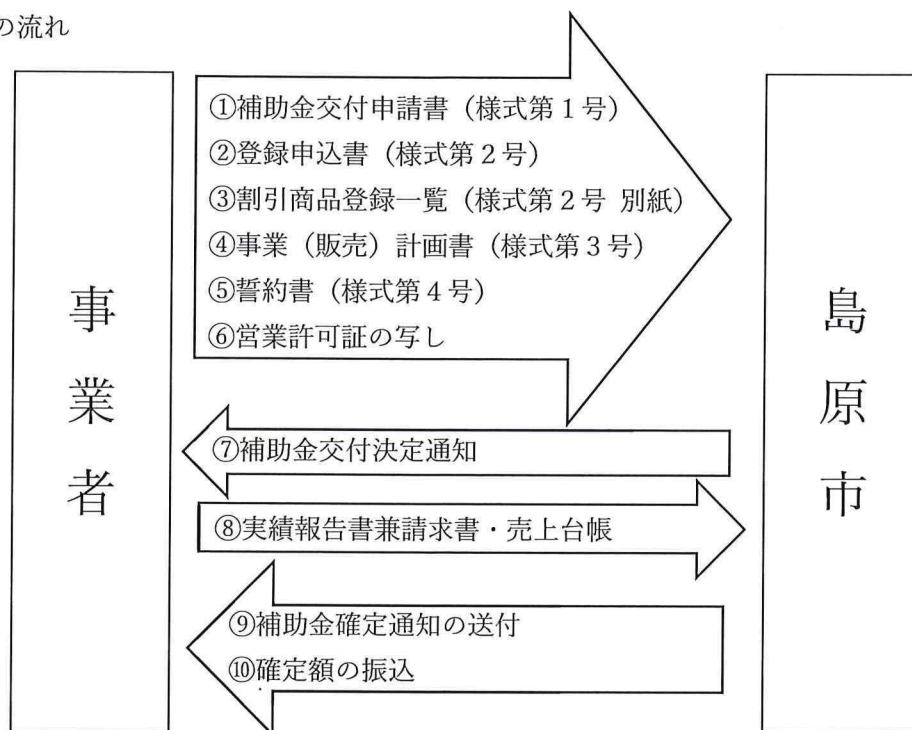
## 3 対象事業者

次のいずれにも該当する者

- (1) 飲食店(主として客の注文に応じ調理した飲食料品をその場所で飲食させる事業所)及び利用客に調理した飲食料品を提供する宿泊施設で、出前又はテイクアウトを実施する事業者(以下、「飲食店等」という。)  
※食品衛生法(昭和22年法律第233号)により許可を受けた事業者に限る。
- (2) 市内に事業所又は店舗がある飲食店等
- (3) 代表者が島原市暴力団排除条例(平成24年6月28日条例第10号)第2条第1項第2号に規定する者又は密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の正会員の店舗又は東証一部上場企業の店舗でないこと。
- (5) 市税の滞納がないこと。



#### 4 申請の流れ



#### 5 その他

##### (1) 申請書等の提出について

提出方法：電子メール又は窓口へ持参してください。

電子メール：[sangyo@city.shimabara.lg.jp](mailto:sangyo@city.shimabara.lg.jp)

※電子メールの件名は「出前・テイクアウト支援事業補助金申請 (店舗名等)」としてください。

窓口：島原市産業部産業政策課 (新庁舎 2 階)

##### (2) 周知用資料の提出について

市民の皆様へ出前・テイクアウト推進事業の周知と登録店舗の紹介を市のホームページに掲載しますので、PR用の写真及び資料の提出をお願いします。

(3) 割引総額が補助上限 (30万円) に達した場合は、速やかに担当 (産業政策課) に報告してください。

(4) 不正な申請等があった場合には、即時登録を解除し、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還していただきます。

(5) 募集期間中でも、補助金の交付決定額が予算の限度額に達した場合は、交付を終了します。

(6) 補助金の請求の最終期限は8月14日 (金) までとなります。

担当 島原市 産業部 産業政策課 たがみ しおた 田上・塩田

TEL 0957-63-1111 (内線571)

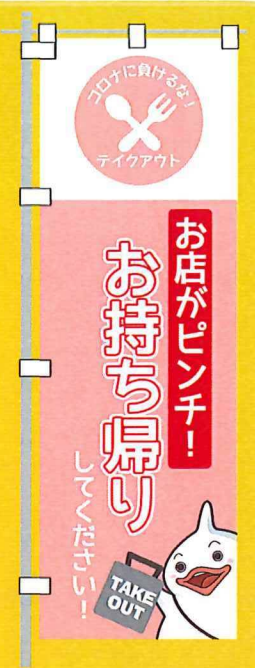
FAX 0957-62-8100

E-mail [sangyo@city.shimabara.lg.jp](mailto:sangyo@city.shimabara.lg.jp)



# 出前・テイクアウト お得に食べよう！ おうちで食べよう！

期間中、登録店舗で出前・テイクアウトすると  
1品あたり最大半額(割引上限500円)で購入可能です！



↑こののぼりが割引  
できる店の目印！

## ■ 割引期間 ■

# 5月7日(木) ~ 7月31日(金)

- ・各店舗、補助金の上限額に達した時点で、割引期間は終了
- ・割引対象者は、島原市民の方、島原市内に通勤又は通学する方限定
- ・割引対象者であることの確認のため、購入時にサイン、町内名の記入が必要（店舗にて指定様式準備）

## 割引例

|            | 通常価格   |          | 割引後提供価格 |
|------------|--------|----------|---------|
| しまばらん弁当    | 600円   | → 300円割引 | 300円    |
| しまばらんデラックス | 1,100円 | → 500円割引 | 600円    |
| しまばらんかんざらし | 330円   | → 160円割引 | 170円    |

登録店舗等の情報  
事業者様の申請方法等の詳細

こちら



みんなで応援！  
飲食店！！

## 利用者の皆様へお願い

- ・新型コロナウイルス感染症予防のため、マスクの着用や手の消毒にご協力ください。
- ・可能な限り滞在時間を短くするため、事前予約にご協力をお願いします。

■お問合せ 島原市役所 産業部 産業政策課

TEL: 0957-63-1111

E-mail: sangyo@city.shimabara.lg.jp